### 富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

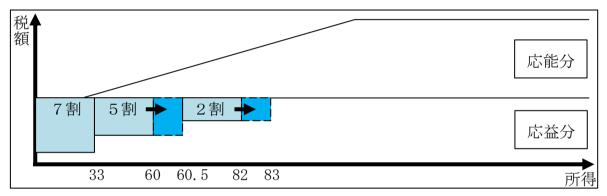
# 1 専決処分によるもの

## (1) 内容

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の減額の基準となる所得(軽減判 定基準所得)の計算方法を下表のように改めました。

軽減	【改正前】平成29年度	【改正後】平成30年度
7割	330,000 円	330,000 円
5割	330,000 円+270,000 円×加入者数	330,000 円+275,000 円×加入者数
2割	330,000 円+490,000 円×加入者数	330,000 円+500,000 円×加入者数

法定軽減拡大のイメージは下図のとおりです。



### (2) 施行期日

平成30年4月1日から施行しました。

#### 2 通常議案によるもの

## (1) 内容

特例対象被保険者等(雇用保険の被保険者で、解雇、倒産などの理由による非自 発的な失業者)の申告に係るその事実を証明する書類の提示について、個人番号に よる情報連携によりその事実を把握できるのであれば、当該書類の提示が不要にな るため、その内容の改正をします。

### (2) 施行期日

公布の日から施行します。